

生涯学習成果の大学単位転換の考え方

清水 一彦

(筑波大学)

はじめに

近年の弾力化、柔軟化をめざした一連の大学制度改革のうち、単位互換制度ほど有効に機能していない制度も珍しい。硬直化した閉鎖的な大学制度を開かれたものにするために、昭和47年から外国を含む大学間の単位互換制度が、短大間及び大学・短大間についてはその10年後からそれぞれ実施されている。しかし、これまで学則等でその規定を掲げている大学は相当数にのぼるが、実際にそれを実施している大学はきわめて少ない。移動の自由が社会的に確立している諸外国と違って、わが国の場合は長年、学生に対する教育は全教育課程を通じて当該大学の授業によって行うことが当然のごとくとされてきたため、他大学の学修を単位化することに大学人の根強い抵抗感が残っていることが最も大きな要因と考えられる。大学間の壁は依然として高く厚いものとなっている。

ところで、生涯学習を推進する上で生涯学習援助システムの確立が重要な政策課題の一つとなっている。そのためには、学習機会の選択や学習機会の提供のシステムとともに、学習成果の評価に関するシステムを構築する必要性が指摘されている¹⁾。すでに各種の調査結果でも、生涯学習の成果を社会的に評価することが望ましいという声は多い²⁾。国民の生涯学習に対する理解と意欲が高まる中で、学習成果の評価をどのようにシステム化していくかは、今後ますます重要な課題となるであろう³⁾。

学習成果の大学単位化も社会的な評価を具現化する一つの方途である。先の調査結果の中には、生涯学習の成果を大学の単位として認定してもらいたいという希望も含まれている。確かに、大学間の単位互換制度それ自体があまり機能していない状況にあって、生涯学習の成果を大学単位化しようとすることは、少なく

とも現段階ではあまりにも飛躍した話である。しかし、単位互換制度それ自体に問題があるわけではなく、また諸外国の実践例からして全く考えられない夢物語でもない。大学間の壁は厚いが、意外と大学と生涯学習との垣根は小さくなるかも知れない。

すでに大学審議会の答申及びそれを受けて改正された設置基準では、大学以外の教育施設等における学修を大学の正規の単位に認める方策がとられた⁴⁾。生涯学習時代にに向けた画期的な改革であり、この延長線上に生涯学習社会における新しい単位制の姿がかすかではあるがみえ始めたといえる。

本稿では、将来的には広く生涯学習の成果が大学単位化される時期がくるという認識に基づき、その場合の転換システム創造の上で考えておかなければならない基本的な事柄について言及していきたい。

後述するように、すでに公的な生涯学習事業の一部においては単位制を導入している事例もみられるようになった。生涯学習の実態や動きから将来のシステムを考えることは案外重要であるかも知れない。本稿では、まず生涯学習成果の評価の必要性に触れた上で、こうした生涯学習事業における実際の評価事例を紹介する。次に、大学の単位制の意味や内容を再検討しながらその変容を明らかにする。そして最後に、外国の先進的事例を参考にしつつ生涯学習成果の大学単位転換への基本的な考え方を提示したい。

1. 生涯学習成果の評価の必要性

いうまでもなく、生涯学習は、学習者の自主的、自発的な学習動機や意欲に基づいて行われるものである。それゆえ、学習成果の評価についても、基本的には自己評価が原則でなければならない。そこでは、評価しない評価も当然あってよい。しかし、生涯学習の中には、学習の内容や学習者の希望によっては社会的な評価を求めるものも少なくない。学習成果を社会的に活用しようとするれば、当然第三者の他者評価も必要となってくる。資格、免許等の公的職業資格に結びついた学習では、他者評価が必要であるし、また学校の単位と互換を図ったり、さらにそれを累積加算して一定の称号や学位などを取得する場合には、公的機関による評価認定が要求されるのである。

このように、生涯学習の内容や学習者の要請によっては、社会的評価は不可欠となってくる。社会的評価は、単に社会的活用のためだけにあるのではなく、それは学習の励みや学習を継続する契機としての、いわば個人的活用にもフィードバックされるものである。世論の多くは、むしろこうした個人的活用を念頭にお

いて大学の単位化を望んでいるのではないだろうか。ここに、生涯学習成果の評価の必要性が生じ、学習者の要請に応じた評価のシステムといったものも考えなければならぬ理由が存在する。

生涯学習成果の評価システムについては、大きく2つのレベルを考える必要があろう。1つは、さまざまな生涯学習間の評価であり、他の1つは生涯学習と学校教育との間の評価である。もちろん将来の成熟した生涯学習社会においては、生涯学習と学校教育とは明確に区分されるものではないが、学校教育がある一定の教育水準を維持するものである限り、両者は分けて考えた方がわかりやすい。

生涯学習間の評価においては、評価の交換や互換という形態をとる。しかも、生涯学習の目的・内容は、趣味や日常生活等に関する学習から職業的、専門的知識・技術の習得に至るまで、きわめて多岐にわたり多種多様であるため、学習成果の評価も必然的に多元的にとらえなければならない。

これに対して、生涯学習と学校教育の間の評価では、主として転換という形態が問題となる。そして、生涯学習成果自身の多元的評価に対応して、さらに学校段階レベルや学校種別レベルごとに分けて考えられるため、その転換の仕組みの構造は複雑となる。中でもその内容や水準の観点からいって、生涯学習と大学とのシステム化が最も困難なケースとなることはいうまでもない。

2. 生涯学習事業にみる「単位制」導入の実践例

これまで独自の評価システムをもつ免状・資格付与や技能審査等を除いては、学級・講座等の一般の生涯学習事業では学習成果の評価はあまり活発に行われなかった⁹⁾。各種の生涯学習事業の中で、修了証や認定証の交付以外に資格や称号あるいは単位制を取り入れるようになったのはつい最近のことである。以下、単位制を導入しながら生涯学習の活性化をめざしている事例をみることにする。

秋田県教育委員会が主催する長寿学園「グレート・アカデミー平成」は、その最も代表的なものである⁹⁾。その名前の如く、原則60歳以上の高齢者を対象とした同学園では、教養課程（200名以上）と専門課程（定員100名以上）を置き、ともに修業年限2年以上とし、教養課程には5つのコースを、専門課程には5つの学科（郷土文化学科、伝承文化学科、社会福祉学科、古典文学学科、スポーツ・レクリエーション学科）を設けている。学習時間は、午前は10時～12時、午後は1時～3時の合計4時間となっており、毎月2回、4月から翌年の3月にかけて行われる。学習会場については、教養課程は公民館や福祉センターなど5カ所を使用し、専門課程は県の生涯学習センターを使うことになっている。

30 特集 生涯学習の新展開

こうした教育プログラムや対象年齢者からみる限り、大学顔負けのプログラムとなっているが、さらに単位制を敷いている点が特徴的となっている。両課程とも1学習科目16時間を1単位として取り扱い、他の学習と合わせて20単位取得すると修了できることになっている。指導者は県内外の社会教育指導者をはじめ、大学・短大あるいは高等学校等の教授・教職員、行政職員その他学識経験者や企業人など、地域のあらゆる人的資源を活用している。教育方法も講義のみならず、実技やフィールドワークも積極的に取り入れている。

表1にみるように、クラブ活動や進級・修了レポート、学園以外の学習などすべて単位化している。学園以外の「自主的な生涯学習」は、官民を問わず、各機関・団体が主催している学習活動を2単位分（32時間以上）を互換単位として単位認定するもので、代表者印のある参加証明書の提出によって認めるといものである。当然、この中には大学や短大が行う公開講座も含まれており、2種類以上のものを合わせて換算もできる。

2年以上在学し、所定の単位を取得した場合、教養課程修了者には「学習士」または「学習指導士」（専門課程の「指導者概論」を受講した者）が、専門課程修了者には「学習指導士」の認定書がそれぞれ授与される。修了者は、県生涯学習センター人材バンクに登録され、生涯学習及び地域活動の指導者となる道が与えられている。平成2年度に初めての修了者を出したばかりであり、その評価に判断を下すには早いですが、まさに「豊かさへの旅」を求めた組織的、計画的な生涯学習スクールといったものである。

表1 単位制による修了規定（長寿学園『グレート・アカデミー平成』）

年 数	学 習 項 目	学 習 時 間	単 位
1 年 目	各学習プログラム	48回×2時間＝96時間	6 単位
	クラブ活動（放課後）	12回×1時間＝12時間	1 単位
	進級レポート	400字×3枚程度	1 単位
	自主的な生涯学習	年間32時間以上	2 単位
	小 計		10単位
2 年 目	各学習プログラム	48回×2時間＝96時間	6 単位
	クラブ活動（放課後）	12回×1時間＝12時間	1 単位
	修了レポート	400字×3枚程度	1 単位
	自主的な生涯学習	年間32時間以上	2 単位
	小 計		10単位
総 計			20単位

(注)『自主的な生涯学習について』

「いつでも」「どこでも」「だれでも」という生涯学習の理念にそって、本学園は、受講者が任意、自主的に学んでいる学習活動を、1年間に必要な10単位のうち、2単位分(32時間以上)についで認定するものとする。官民を問わず、各機関・団体が主催しているもので、しかもその活動が証明できる代表者印のある参加証明書を提出すべきものとし、規定時間を充足させる学習活動が必要である。

例・秋田市北部公民館	盆栽講座	16時間	館長印
・県生涯学習センター	コミュニカレ	12時間	所長印
・自主サークル	水墨画同好会	12時間	会長印
40時間			

$$*40時間 \div 16時間 = (2.5単位)$$

富山県民生涯学習カレッジも単位制を取り入れている⁷⁾。県の教育文化会館に置かれるこのカレッジでは、主催講座と他の実施団体と連携して行う連携講座が開設されている。主催講座はさらに3つのコース(一般コース、放送コース、専門コース)から成り、それぞれ28講座、4講座、31講座開設されている(平成3年度)。

原則として1時間を1単位とし、「カレッジ講座単位認定要領」に基づき、各講座について表2に定めるような基準を満たした者に対して単位を与え、取得単位が50単位以上に達した場合、本人の申し出により認定書を交付することになっている。50単位ごとにこの認定書は交付され、同じく本人の申し出によりリーダーバンク登録の参考となり、例えば通算1,000単位を越えた場合には「県民カレッジアドバイザー」となることになっている。年1回秋に行われる県民カレッジフェスティバルで認定書が交付され名簿に登録される。ちなみに、平成3年8月末段階で、14,703人の県民カレッジカード交付数に対して単位認定書授与者数は872人で、このうち500単位以上が15人、1,000単位以上取得者が1人となっている。

以上の2つの事例でみた単位制は、学習成果を証明するための一つの評価方法であり、また一部は生涯学習間相互の単位の互換制をはかろうとするものであるが、決して将来の大学の単位化をめざしているのではない⁸⁾。1単位の算出基礎もそれぞれ異なり、どちらかといえば個人の学習を奨励する一種の「励まし単位」という色彩が強い。単位制を導入している他の実践についても同様のことがいえる。学習の成果を出席回数や時間数に基づきながら、単位という一定の量的ものさしで計っている点は同じであり、授業形態に演習や実験などを取り入れ大

表2 講座修了の基準表（富山県民生涯学習カレッジ）

講 座 名	単位数	講義回数等	修了に必要な基準	
			出席回数等	その他の基準
〔専門コース〕				
a 人間探求	20	10	7	—
b リーダー養成基礎	20	10	7	—
c " " 専門	50	50時間	35時間	—
d ボランティア養成	20	10	7	—
e 創造技法セミナー	30	2泊3日	参加	—
f 余暇文化	5	1泊2日	参加	—
〔一般コース〕				
g 春季	5	3	皆出席	—
h 暁天	10	6	皆出席	—
i 夏季（1会場）	10	5	皆出席	—
j 創造性開発	10	5	皆出席	—
k 秋季	5	3	皆出席	—
l 教養	20	10	7	—
〔放送コース〕				
m テレビ放送	10	8 + 2	2	レポート
n ビデオ	20	11	8	—
テレビ放送講座の2はスクーリングの回数である。				

（注）各講座の単位数は、原則として1時間1単位を基準として算定する。

学教育と類似する側面もみられるが、基本的には後でみる大学の単位制とはその趣旨や内容において大きく異なるものである。

しかし、こうした単位制生涯学習は、生涯学習間評価システムの上で一つの有効な方法であるばかりでなく、単位制を通して生涯学習の大学への接近を示すものであり、今後その普及いかんによっては将来の大学単位化への道が切り拓かれる可能性も少なくない。というのは、単位制による生涯学習相互間の評価システムが確立されれば、大学単位転換の仕組みはより容易となり、現在以上に拡充されることが期待できるからである。

3. 大学における学習成果の評価

(1) 大学単位制の意味と特色

大学（短大を含む）における学習成果の評価としては、これまで単位認定や卒業証書・修了証書、あるいは称号や学位などの形で行われてきた。これらの評価において、重要な尺度となっているのが単位制であり、単位制を基本としてこれらの評価が決定される。

生涯学習成果の大学単位転換について考えるとき、一方では大学自身の単位制について十分な認識が必要であることはいうまでもない。しかし、40年以上の歴史をもつ大学の単位制についてどれほどの大学人が適切に理解しているかという点と甚だ疑問である。単位制の形骸化や空洞化が叫ばれて久しいが、基準改訂の歴史をみても、その主要な背景や理由の中には幾たびか大学人の単位制に対する認識の甘さや希薄さが指摘されてきたことも事実である。その意味で、あらためて大学の単位制の考え方を再確認することは大切なことである。

今日の大学を特色づける単位制は、戦後の新制大学の発足と同時に導入されたものである⁹⁾。単位制は、学習者の学習量を測定する便宜的手段として考えられた制度的装置であり、本来、選択制と深い関係をもつ。すべての履修科目が必修であり、また学生の移動を予定せず各大学が同じようなカリキュラムであれば必要のないものである。

いうまでもなく選択制というものは、すべての教科・科目が同一の価値を有し等しい重みをもつことを前提にしている。単位制はこの選択制の上に成り立ち、各科目の相対的価値をそれぞれの教授方法や授業形態などの違いを越えて、学習時間という物差しで等しく取り扱ったものである。つまり、学習の時間さえ同じであれば、すべての学生に同じ成果を保证するのが単位制の基本となっている。こうした単位の等価値性は、学生の履修の選択や可能性を拡大するところに長所がある。それは、単位互換性を可能にさせ、転学の道や国際的通用性をも確保できるものとなっている。大学院のような継続的・探求的側面には弱いところもあるが、体系的な知識を蓄積してゆくには効果的である。

ところで、大学の単位制は、次の点において高校や高等専門学校などの場合と根本的に異なる性格を有している。つまり、1単位の考え方の中には、教室内の授業時間と教室外の自主学習の時間を合わせた、学生の学習活動全体が含まれている点である¹⁰⁾。今回の基準改正では単位に関する部分がかなり弾力化されたが、45時間1単位という大原則は戦後一貫して変わっていない。この原

34 特集 生涯学習の新展開

則は、当初から平均の人間の1週間の労働時間に合わせて考えられたものであるが、この原則の下で、これまで本則では授業形態別に大きく3区分され、講義の場合は教室内の授業時間と教室外の自主学習の時間との比率が1:2、演習の場合は2:1、実験・実習・実技等の場合は3:0というように規定されてきた。新基準ではその比率が変更され各大学の自由裁量が大幅に認められたが、学生の自主的学習は否定されていない。むしろそれはこれからも尊重されなければならない。この自己学習こそが大学教育の特質の一つであり、他の教育機関とを分かち一つの指標でもあるからである。

これに対して高等学校の場合は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業が1単位として計算される(高等学校学習指導要領)。また、高等専門学校では、1単位時間を標準50分とし、30単位時間の履修が1単位と定められている(高等専門学校設置基準)。いずれも、大学のような教室外の自主的学習を単位計算には予定していないのである¹⁰⁾。

このように1単位の計算方法としては、大学では45時間の学修が、高校では35時間の授業が、高等専門学校では30時間の履修が、それぞれの算出基礎になっている。「学修」「授業」「履修」がうまく使い分けされているが、これら3機関における単位の趣旨あるいは計算方法は異なっていることにわれわれは目を向けなければならない。正規の学校教育間相互の単位の交換を考える際にも、また大学単位転換を考える際にも、その基礎的な単位量の違いは必ず認識しておかなければならないからである。

(2) 大学単位制の弾力化

高等教育における生涯学習が進む中で、大学の単位制も変容し、いくつかのサブシステムが生まれてきている。従来の単位互換制度に加えて、編入学や転学あるいは再入学などの際に認められる既修得単位の認定制度、新たに入学前の学外学習成果の単位認定さらには将来の単位累積加算制度と、さまざまな制度や運用形態が考えられようとしている。

これまで長い間、大学における単位制は、正規の課程におけるカリキュラム、つまり正課の等価値性の原理によって履修時間で測定され、最終的には試験を経て認定されるものであった。基準で定める単位の授与については、諸改正で若干の字句修正はあったものの、基本的には所定の授業科目を履修した学生を対象に試験の上与えるというごく簡単な規定にとどまり、具体的なことは各大学に任せられてきた。

単位認定というものは、単位制の最終的な作業であり、最も重要な仕上げの段階である。一般に、単位認定の制度的要素については、誰が(評価主体)、何

に対して（評価対象領域・内容）、どのようにして（評価方法）、いつ（評価時期）授与するか、といった過程としてとらえられる。この観点からみた場合、これまでの単位認定制では、大学が（より具体的には教授会）が、正課の履修をした学生に対して、試験の上、各学期あるいは学年末に授与するということになる。

ところで、従来のものを仮に「伝統的な単位認定制」とすれば、それとは異なる「非伝統的な単位認定制」ともいうべき新しい認定方法も考えられるようになった。すでに、学外での貴重な体験を大学単位に認定する方策は、昭和56年より大学通信教育の中に取り入れられている。体育実技についてのみであるが、大学開放講座やその他社会教育関係団体等のスポーツ活動に参加した場合、大学の単位として認めることが可能となっている。現在、放送大学でこれが運用されているが、今後は、一般の大学においても、さらに他の科目も含めてこの制度の活用が奨励されている。

また、今回の基準改正では思い切った弾力化措置がとられ、大学以外の教育施設等における学修に対しても大学が単位を認定できるようになった。具体的には、大学や短大・高専の専攻科、専修学校専門課程（専門学校）、技能審査の合格に係る学修を大学の正規の単位として認めるものである。その対象領域は一定の水準をもつある程度まとまったプログラムに限定されたが、これによって大学の正規の課程以外の、いわば学外学習成果なるものが単位や学位に結びつく道が開かれることになった。この制度をさらに活用していけば、とくに社会人入学の場合に、入学前の学習や活動、仕事経験などを適切に評価することによってその単位化も可能となるものである。

こうした非伝統的な単位認定制は、正課以外の教育あるいは技能プログラムの等価値性に基づき、実績や成果で測定する方法ととらえることができる。新基準では、正課カリキュラムとしての卒業論文や卒業制作にもこうした考え方が取り入れられている。従来のように教育指導がなくとも、また必要があれば他機関での指導に委ねることもでき、要は成果それ自体を評価し単位認定することができるようになったのである。先の単位認定の制度枠組みからみれば、非伝統的な単位認定制においては、大学（教授会）が、教育や技能プログラムの実績もしくは成果をもった学生の申請に対して、各大学が定める一定の条件の下で、所定の時期に単位を授与するということになる。

以上の点を図式化したのが図1である。

このように、大学における学習成果の評価については、一方では正課の中に生涯学習活動を取り入れその単位認定を試行する動き（例えば、アルバイトや

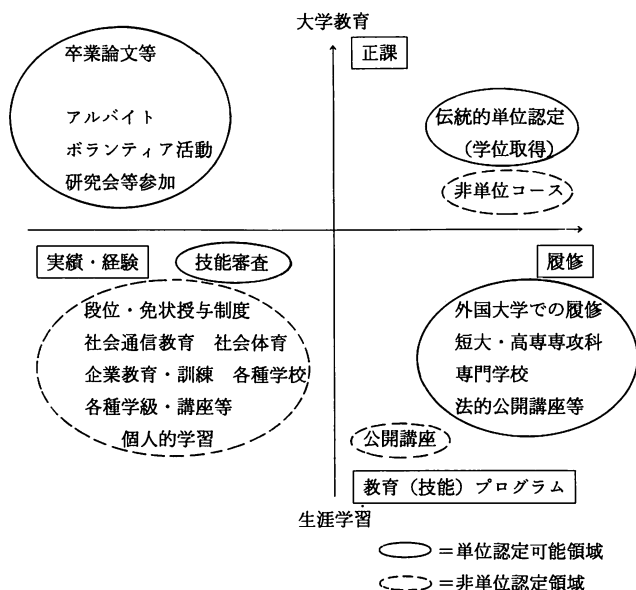


図1 大学単位認定図

ボランティア活動などの単位認定化) がみられ、他方では正課以外の生涯学習成果の領域の一部を単位化する法的整備がとられるようになった。いわば大学の内から外への拡大と、外から内への接近というダブルドア的方向がみられるようになったのである。その意味において、すでに生涯学習成果の大学単位転換の道は、その第一歩を踏み出しているといえるのである。

(3) 単位互換と単位転換

では一体、単位互換とか単位転換とかいう制度の意義はどこに求められるのであろうか。制度の意義が明確にされない限り、その普及・発達も期待できないことはいうまでもない。大学審議会の最終答申では、従来の単位互換制度は「教育内容の充実に資する」という観点に立ったものであるとし、単位転換についても同様な観点からその意義を強調している。曖昧な表現で理解しにくいものとなっている。むしろ単位互換と単位転換は明確に区別して、その上でそれぞれの意義を明確にすべきではないだろうか。

単位互換は、厳密に言えば全くその趣旨を同じくする単位どおしの相互の交換をいう。この意味では、短大を含む大学間のそれのみを指す。したがって、それ以外の場合は、単位転換というべきであろう。現在の法規定では外国の高

等教育機関との単位互換も認められているが、狭義の意味においてはこれも単位転換に含めて考えるべきであろう。

もちろん、広義にとらえれば生涯学習成果も含めてすべて単位互換という枠でくくることもできないことはないが、将来はともかく現段階では、大学の単位は他のいかなるものとも異なるので一応区別して考えた方がよいと思われる。少なくとも生涯学習成果の大学単位化については、単位転換と呼んだ方がよい。

大学とそれ以外の機関あるいは学習成果との単位転換は、大きく次の3つのタイプもしくは意義をもつと考えられる(表3)。つまり、大学と他の高等教育機関との単位転換は、従来の大学間及び大学・短大間の場合と同様に「機会均等型」であり、大学と外国の高等教育機関とのそれは、国際的通用性の観点から「国際交流型」であり、さらに大学と生涯学習成果との単位転換は、いわば生涯学習時代に相応した「生涯学習型」と呼ぶことができる。

表3 単位互換(転換)の類型と3つの意義

大学と他の大学・短大	「機会均等型」
大学と高専、専門学校、専攻科	
大学と外国の高等教育機関	「国際交流型」
大学と生涯学習成果	「生涯学習型」

4. アメリカにおける学習成果の評価の実践例

(1) 学外学習の単位認定の考え方

わが国における生涯学習成果の大学単位転換を考える上で、すでにそれが制度化されている先進国の事例に学ぶことは大切である。ここでは、いち早く生涯学習成果を大学の単位として認めているアメリカの場合を取り上げ、特色ある事例とともにその考え方をみることにする。

周知のように、アメリカは資格優先の社会である。そのため生涯学習の成果を学校教育の単位として転換する仕組み及び各種公的資格の基礎とするためのさまざまな方途が生み出されている。大学以外のいわば生涯学習成果を単位認定する試みも、早い時期からしかもいろいろな方法で行われている。全国規模において大々的に実施されている代表的なものとして、アメリカ教育協議会(ACE)が行っている「非大学後援教育プログラム」(Program on Noncollegiate Sponsored Instruction, PONSIS)を挙げることができる。

ACEは今世紀初頭に設立され、アメリカ高等教育に大きな発言権をもち、高

等教育全般の重要な問題について論議し意思決定する機関である。この一部門に成人学習・教育資格センターがあり、学外学習を評価し、教育単位を授与する方策を研究・開発している。このセンターの政策決定機関が「教育単位・資格委員会」(Commission on Educational Credits and Credentials)であり、そのメンバーは中等及び中等後教育機関や組織の代表者、地域資格認定機関や労働組合、産業界、軍関係の代表者約20名から構成されている。

このPONSIと略称されるプログラムでは、ACEが企業、政府機関、労働組合、警察学校、専門職業団体、あるいは専門的ボランティア組織などによって提供される教育コースを査定し、基準合格のコースに対して単位(資格)認定の推薦を行う¹²⁾。査定は教育内容・方法をはじめ、教員や学生、コース期間等細部にわたって厳密に行われ、通常の大学の単位計算に準じて単位量が測定されることになっている。ACEによって推薦されたコース及びその単位等は毎年全国に公表されるが、実際にその単位を認定するか否かは各大学に任せられている。すべての大学が容認しているわけではないが、年々その数は増加してきている。

このような大学の学外学習の単位認定の原理・原則は、あらゆる教育的資源を十全かつ効果的に活用するといった「効率性」原理のほか、どこでどのように学んだかは問題でなく、学業の達成度を重視するといった「能力主義」の原理に基づいているといつてよい。そして、実践においては、学生の学習計画や機関による正当な評価、明確な方針や手続き、責任をもった公開制、あるいは定期的な再評価といった原則が遵守されているのである。

(2) 「継続教育単位」の発達

以上のような、いってみれば生涯学習の高等教育化の傾向とともに、アメリカでは、生涯学習の発展に伴う学校教育との連動化・連携化の過程の中で、これまでなかった新しい学習成果の評価手段も考えられるようになった。1970年代以降普及しつつある継続教育単位(Continuing Education Unit, CEU)と呼ばれるものがそれである。

CEUは、正規の単位を認定しない中等後教育レベルの継続教育あるいは拡張教育における学習参加を承認し、それを測定・記録する統一的尺度である。1 CEU単位は、ある一定の条件の下で、10時間の学習参加に対して与えられる。それ以下の時間の場合は、相応の端数単位となり、例えば8時間の場合は、0.8 CEU単位、24時間の場合は2.4 CEU単位となる。

この新しい単位には2つの意味があり、1つは継続教育分野の標準化を促進し強化することで、他の1つは教育機関と、非単位の継続教育を施す社会組織

や専門団体、政府機関との連携および協同化を図ることである¹³⁾。現在、コミュニティカレッジや大学の拡張教育の中でこの継続教育単位は盛んに取り入れられている。取得単位は、現在、伝統的な教育機関で使用されるというより、基本的にはさまざまなエイジェンシーや組織、企業体で容認され、看護関係資格の更新など主に個人のキャリア発達に役立っている。

こうした単位が普及・発達する背景について考えると、職業資格によっては州法などで資格更新が義務づけられているものも少なくない。そして、この資格更新によって社会や職場の中で地位や給料が上がっていったり、あるいは専門職につけるといった、社会的需要が作り出されている。それゆえ、人々は個人の社会上昇移動や新たなキャリアをめざしてその資格を常に追い求めるのである。その資格更新や能力証明のために考え出された新しい単位が、CEUというわけである。

継続教育あるいは拡張教育のための CEU については、地域のアクレディテーション委員会によっても容認されており、そこでは少なくとも次のような条件が付けられている¹⁴⁾。

- ① 教員は、教授領域についての教育と能力をもつこと。
- ② 公的なカタログ・パンフレット・告示などによって、コースの状況を明示すること（これには、授業料及びその返還規定、入学または登録の手続き、プログラム基準及びコースまたはプログラム完了のための必要条件を含む）。
- ③ コースの場所を問わず、図書館（室）、実験室、クラスルーム、学習の場、事務所及び関連施設・器具を備えること。

このように、教授者やコース内容、施設・設備の3側面における条件整備の保障が求められ、それによって最低限の水準維持が図られているのである。CEUを提供するすべての機関は、教育の質と組織について全面的に責任を負い、各コースは適切な方針と手続きのもとに運営されることが明確になっているのである。

おわりに

社会や文化さらには制度システムの異なるアメリカの実践をそのまま直輸入しても成功しないことはいうまでもない。しかし、少なくともその背後にある考え方や哲学については学ぶべき点は多いといえる。

すでにみたわが国の事例からもわかるように、生涯学習成果と大学単位との最も根本的な違いは、最後の評価方法にある。つまり、社会的に確立した一部の資

格付与を除く生涯学習においては、基本的には試験という方法はとられておらず、これに対して大学の方は試験が必須となっている。教授者や学習内容・方法においてはかなり接近しつつあるものもみられるが、評価方法において著しい差異が存在している。換言すれば、学習内容の質的保障が明確になっているか否かの違いである。時間数と出席回数を満たされれば単位を授与する場合と、学習成果を試験で評価し単位を授与する場合とでは、おのずから学習内容の保障の度合いが異なる。前者の単位はいてみればユニット（Unit）であり、後者のそれはクレジット（Credit）としての性格を強くもつのである。

生涯学習成果の大学単位転換については、いかにしてユニットをクレジット化するかという問題に置き換えることもできるが、アメリカの事例を参考にしつつ学習内容の質的保障の観点からみた場合、将来的には少なくとも次の3つの方法が考えられるであろう。

- ① 学習成果が公的に証明され、それを各大学が判断して単位認定する。
- ② 学習成果を試験によって判定し、各大学が単位認定する。試験は各大学が実施する場合と、全国的な公的機関が行う場合とが考えられる。
- ③ 学習コース等のある全国的な責任機関が査定し、その推薦に応じて各大学が単位認定する。

わが国においては、現状ではいずれも実現困難なものであることはいうまでもない。しかし、過渡的な段階として、現実的には、生涯学習と大学とを橋渡しする「継続学習単位」といったような中間的形態の評価方法を考えることも有効のように思われる。生涯学習成果の大学の単位化を希望する人々の多くは、継続教育を切望する者である。とくに生涯学習を積んだ社会人が大学に入学した場合、正規の大学単位とともに「継続学習単位」についても記録され、その中のある部分については試験や何らかの方法で正規の単位に転換したりする可能性が与えられるようなことは考えられてよいであろう。

本稿では、生涯学習成果の大学単位転換についての考え方の一部を提示したに過ぎない。大学の単位制そのものについても見直す必要性も感じている。その意味では、日本的な大学単位制システムの創造について考察する中で、あらためてこの問題を取り上げ深めていくことにしたい。

注

- 1) 山本恒夫「学習成果の評価に関する考え方と方法」(『社会教育』46-6, 1991) (財)全日本社会教育連合会 p.12
- 2) 総理府が行った先の「生涯学習に関する世論調査」でも、生涯学習の成果

- について社会的に評価するのが望ましいとする人は約7割に達している。
- 3) わが国では生涯学習成果の評価システムについての研究は着手されたばかりである。本年報の浅井経子氏の論文及び同「生涯学習領域における学習成果の評価－単位交換システムのモデル設定－」（『淑徳短期大学研究紀要』30, 1991）を参照されたい。
 - 4) 「大学審議会答申」1991年2月8日、及び「大学設置基準」第29条を参照。
 - 5) 生涯学習成果の評価に関する研究会（代表 山本恒夫）『学習成果の評価に関する調査報告書』（第1～3部）1990年
 - 6) 秋田県教育委員会『長寿学園 グレート・アカデミー平成 学習案内』（平成3年度）
 - 7) 富山県民生涯学習カレッジ『学遊とやま'91』
 - 8) その他関連するものとして、(勸)埼玉県民活動総合センターでは、各種事業の中で、専門的で質の高い大学の講義をそのまま出前する「大学出張講座」を開設している。18歳以上を対象として前期、後期にそれぞれ3講座程度が開設される。1講座は90分13回から成り、ウィークデーの午前や土曜日の午後に行われ、講義の7割以上出席した者には修了証が交付され、開設講座によっては大学の聴講生単位を取得することが可能なものもある。
 - 9) 戦後わが国の大学単位制の基準の変遷については、拙稿「大学の単位制度の基準に関する研究－『大学基準』（昭22）から『大学設置基準』（昭31）まで－」（『大学研究』5, 1989）、及び同「わが国における大学の単位制度の基準に関する研究－『大学設置基準』（昭和31年）以降－」（『日本教育行政学会年報』16, 1990）を参照。
 - 10) こうした規定は、戦前の詰め込み主義を基礎とする教育から学生を解放し、学生の勉学への自発的意志を振起させ、自学自習を奨励するねらいをもってスタートしたものであった。と同時に、学生の教室外の自主的な学習を尊重するとともに、それを積極的に促す教授法や学習指導の改善さらには図書館などの施設・設備の充実を期待するものであった。しかし、現実にはその期待とは裏腹に、単位の形骸化や空洞化といった問題を生じさせてきたことは、すでに多くの論者によって指摘されている通りである。
 - 11) なお、専修学校では、1年間にわたり800時間以上の授業時数が規定され、各種学校では1年以上の場合は年間680時間以上というように、時間制の規定のみである。
 - 12) ACE, The National Guide to Educational Credit for Training Program 1982-83.

42 特集 生涯学習の新展開

13) Huey B. Long, *New Perspectives on the Education of Adults in the United States*, 1987, p.216

14) 財大学基準協会 飯島宗一訳『米国西部地区基準協会 アクレディテーション・ハンドブック』1990年 pp.52-54

(付記)

本執筆にあたり、藤原繁（秋田県生涯学習センター）、小桜豊人（富山県民生涯学習カレッジ）及び木全義男（埼玉県民活動総合センター）の3氏からそれぞれの貴重な資料をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。